

平成29年第1回上富田町議会定例会会議録

(第2日)

○開会期日 平成29年3月9日午前9時29分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	松井孝恵	2番	谷端清
3番	樫木正行	4番	山本明生
5番	九鬼裕見子	6番	大石哲雄
7番	畑山豊	8番	奥田誠
9番	沖田公子	10番	榎本敏
11番	木本眞次	12番	吉田盛彦

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	森岡真輝	局長補佐	十河貴子
------	------	------	------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	水口和洋
総務政策課長	福田睦巳	総務政策課員	谷本芳朋
総務政策課員	樫原基史	総務政策課員	平尾好孝
企画員		企画員	
税務課長	橋本秀行	産業建設課長	菅谷雄二
産業建設課員	川口孝志	住民生活課長	原宗男
企画員		住民生活課員	
住民生活課員	中松秀夫	企画員	栗田信孝
企画員		住民生活課員	
企画員	宮本真里	企画員	木村陽子

上下水道課長 三 栖 啓 功
教育委員会
生涯学習課長 新 堀 浩 士

教育委員会
総務課長 家 高 英 宏

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 2 号 上富田町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 3 号 上富田町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 4 号 上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 5 号 西牟婁郡公平委員会規約の廃止について
- 日程第 6 議案第 6 号 西牟婁郡公平委員会の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 7 議案第 7 号 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 8 号 和歌山県と上富田町の公平委員会に関する事務の委託について
- 日程第 9 議案第 9 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 10 号 上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 11 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 12 号 上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 13 号 上富田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 14 号 上富田町犯罪被害者等の支援に関する条例
- 日程第 15 議案第 15 号 平成 28 年度上富田町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 16 議案第 16 号 平成 28 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 17 号 平成 28 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 議案第 18 号 平成 28 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 3 号）

- 日程第 19 議案第 19 号 平成 29 年度上富田町一般会計予算
- 日程第 20 議案第 20 号 平成 29 年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 21 議案第 21 号 平成 29 年度上富田町特別会計介護保険予算
- 日程第 22 議案第 22 号 平成 29 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算
- 日程第 23 議案第 23 号 平成 29 年度上富田町特別会計診療所事業予算
- 日程第 24 議案第 24 号 平成 29 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算
- 日程第 25 議案第 25 号 平成 29 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算
- 日程第 26 議案第 26 号 平成 29 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算
- 日程第 27 議案第 27 号 平成 29 年度上富田町特別会計奨学事業予算
- 日程第 28 議案第 28 号 平成 29 年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算
- 日程第 29 議案第 29 号 平成 29 年度上富田町特別会計公共下水道事業予算
- 日程第 30 議案第 30 号 平成 29 年度上富田町水道事業会計予算
- 日程第 31 議案第 31 号 平成 29 年度上富田町特別会計朝来財産区予算
- 日程第 32 議案第 32 号 工事請負契約の締結について（平成 28 年度 第 2 号
学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター建築
工事）
- 日程第 33 議案第 33 号 工事請負契約の締結について（平成 28 年度 第 3 号
学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター電気
設備工事）
- 日程第 34 議案第 34 号 工事請負契約の締結について（平成 28 年度 第 4 号
学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター機械
設備工事）

△開 会 午前 9 時 2 9 分

○議長（山本明生）

皆さん、おはようございます。本日もご苦労さまです。

ただいまの出席議員は 1 2 名であります。

上下水道課坂本企画員よりインフルエンザのため欠席届が出ておりますのでご報告いたします。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 2 9 年第 1 回上富田町議会定例会第 2 日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 一般質問

○議長（山本明生）

日程第 1 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

9 番、沖田公子君。

沖田君の質問は、分割方式です。

まず、第 1、少子化対策についての質問を許可します。

○9 番（沖田公子）

おはようございます。

花粉症でちょっと喉がおかしいです。聞こえるように頑張っていきますのでよろしくをお願いします。

通告に従って質問させていただきます。

少子化対策について。

オリジナルの婚姻届や出生届の用紙を作成し、結婚を予定している若い世代に向けて、地域の魅力や結婚支援策として発信してはどうでしょうか。

他の自治体で既にホームページ等で上がっていたのですが、お二人に記念用つきの婚姻届というのを出されている自治体があります。そのホームページでは、最近、結婚情報誌の付録がきっかけとなり、さまざまなデザインの婚姻届によるお届けを受けるようになりました。しかし、お二人が思いを込めて用意した届け出も、区役所に提出されるとお二人の手元に残らず、保存年限が通過すると破棄されてしまいます。そこで、お二人の手元に記念として残るサービスができないかと考え、お二人用の記念用婚姻届を作成しましたということです。

このような記念に残る婚姻届を上富田町独自のオリジナルデザインを駆使して作成してはどうかと考えます。これをきっかけにご当地婚の活性化や婚姻届等を提出する記念になるのではないかと思います。また、町のホームページからも無料でダウンロードできるようにしてはどうかと思います。

第1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（山本明生）

答弁願います。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

9番、沖田公子議員のご質問に答えます。

ただいま少子化対策の中で、オリジナルの婚姻とか出生の用紙を作成はどうかということでございますけれども、このことにつきましては、和歌山県内では和歌山市がオリジナルのそういうものをつくっているとお聞きしています。しかし和歌山市の人口が約37万5,000人、また年間の結婚件数が2,111件と多く、一方、上富田町の人口は1万5,000人、町の窓口への直接の結婚件数、要するに届けというのはどこでも、田辺でもできるんです。そういうものにつきましては、上富田町は60件台らしいんです。全体的に見たらこれは100件から120件ぐらいあるのではなかろうかということでございます。

そのような中で、極端な例を言いましたら、和歌山市がしたらただ記念になるというだけであって、それが実際結婚の促進になるのかならんかといったら、ちょっと不明な点があるよというようなことでございます。ご存じのように和歌山市は人口が減少しているような実態でございます。

私はこういう形のものにつきましては、やはり小規模自治体としてどういうふうにするかというのが、今、県や国のほうから指導あって対応しております。そのことについては事務当局の担当からは説明させますけれども、今のところ、そういうものをしたところで、極端な例言いましたら、記念に残るというだけであって、その促進になるのかならないのかといったらちょっと疑問視するところでありますので、上富田町としては今しておりますようなさくらプロジェクト、結婚に対する、そういうものに力を入れたいということで、ご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

9番、沖田議員さんのご質問にお答えします。

まず、1番のオリジナルの婚姻届や出生届で上富田町をアピールしてはどうかについてでございますが、婚姻届、出生届用紙につきましては、現在、戸籍事務連絡協議会において県下の市町村分の届け出用紙を作成してございます。この用紙以外でも戸籍法施行規則の記載内容と要件を満たしていれば受理することができます。先ほど町長さんから答弁ありましたように、県内では和歌山市が婚姻届、出生届け出用紙を、岩出市と橋本市が婚姻届をオリジナルで作成している状況でございます。

今後につきましては、近隣や県内の市町村の動向を見ていきたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、町のホームページから無料でダウンロードできるようにしてはどうかについてでございます。

町のホームページからのダウンロードにつきましては、利便性の面からは利点があると考えますが、現行のように役場に用紙をとりきえていただくことにより記入についての細かな説明が行えるため、届け出時の記入誤りや記入漏れがなくすることができると考えています。この点につきましては、今後研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本明生）

9番、沖田君。

○9番（沖田公子）

ご答弁いただきましたですけれども、今、婚活さくらプロジェクトをすごく頑張ってやっていただいておりますので、こういう婚活で新しくご結婚される方に対しても、こういうふうなオリジナルのデザインの婚姻届をしたらどうかなというふうにも考えているんですけれども、そういうことをあわせながら、これからもそういうことを前向きに進めていただきたいなというふうに思います。この上富田町で本当に結婚して産み育てたいと思ってもらえるような、そういう環境づくりというのが大事やと思いますので、ぜひまた婚活さくらプロジェクトにあわせて、こういうことも考えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（山本明生）

これはよろしいんですか、沖田さん、これで、この件は。

○9番（沖田公子）

いいですよ。

○議長（山本明生）

これで少子化対策についての質問を終了し、次に、産後鬱対策の強化についての質問

を許可します。

9番、沖田君。

○9番（沖田公子）

次、産後鬱対策の強化について質問させていただきます。

厚労省によると、産婦の約1割は育児への不安や重圧によって不眠や意欲の低下といった症状の産後鬱を発症します。対応がおくれれば育児放棄や虐待、そして自殺にさえつながるおそれもあります。

かつて日本は親と同居する世帯が多く、産後は親の協力を得ながらの子育てが可能でした。しかし、今や核家族化が進んだことで親から支援が受けられなかったり、晩婚化による出産年齢の高齢化で体調の回復がおくれ不安を抱く女性がふえてきております。産後鬱の予防のためにも、産後2週間や1カ月などの時期に産婦健診を行い、母体の回復や授乳の状況、精神状態を把握して、適切な対応を行うことが重要であります。

母親が安心して産み育てられる環境を整えるために、産後鬱予防などの観点から、出産後間もない産婦の健診費用を助成していただきたいと思います。

では、この質問終わります。

○議長（山本明生）

答弁願います。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

ただいまご質問ありました産後の鬱対策の強化についてでございますけれども、私自身はこのような質問されたときに、他の市町村はどういう対応をしているかというのを調べさせていただきます。先日インターネットで見ましたら、平成28年、去年の9月の長野県の塩尻市の議会で、ある議員さんが子育て世代の包括支援事業について質問していた。その中で産後の鬱対策についてしてはいますけれども、答弁、いろいろあるんですけれども、結果的にやっぱり相談業務しかないなという判断を私はしています。

要するに、こういうものにつきましては、やはり相談に乗ってあげることが一番いいのではなかろうかということで、既にうちとこの保健師等がその対応をしております。できましたら保健師のほうから今の活動について答弁させますので、ご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

○議長（山本明生）

住民生活課企画員、木村君。

○住民生活課企画員（木村陽子）

おはようございます。よろしく申し上げます。

9番、沖田議員さんのご質問にお答えします。

一部、町長の答弁と重複するところがございますが、ご了承ください。

1、出産後間もない産婦の健診費用を助成する取り組みについてのご質問ですが、まず現状から説明させていただきます。

多くの方は出産後約1カ月後に産婦の健診を受けております。産後鬱は出産後2カ月ごろまでに多く発症されると言われており、予防には産後の早期のかかわりが重要とされております。町では保健師と助産師が出産後6週ごろに赤ちゃん訪問を行い、訪問時には母親の健康状態についても聞き取りを行っております。また、育児相談や健診時にも相談できるようにしております。

ご質問の健診費の助成につきましては、平成28年度に県内の市町村で実施しているところはございません。また、厚生労働省も健診や支援内容についての体制整備を進めております。

このような現状であり、費用助成につきましては健診及び支援体制と近隣市町の動向も見ながら検討していく必要はあると思われませんが、現段階では厳しい財政状況により費用の助成は難しい状態です。

今後は産婦人科や助産所との連携も強化し、訪問にも重点を置き、早期発見、予防に努めたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本明生）

9番、沖田君。

○9番（沖田公子）

今、ご答弁いただいたんですけれども、見えないところでそういう産後の肥立ちが悪くて、いろんな状況を引き起こしているということもお聞きしますので、本当にこの産後のケアというのは大変大事だと思います。

今も厚労省のことをおっしゃいましたけれども、厚労省はこの17年度からそういう産後鬱予防や、その早期発見のための健診費用の助成を始めたところでありますが、上富田町の中でこの産後鬱の状態になっていかないような、そういう相談業務なんか、今おっしゃいましたけれども、きめ細かにまた実態の把握なんかに努めて、産後の早期支援に力を入れていただきたいと思っておりますので、今後もどうぞまたよろしく、この産後の健診の補助をできる方向に進めていただきたいと思っております。よろしく願いします。

○議長（山本明生）

沖田さん、これでよろしいですか。

○9番（沖田公子）

いいですよ。答弁いただけるといっても同じ答弁でしょうから。

○議長（山本明生）

じゃ、これでよろしいですね。沖田さん、これでよろしいですね。

○9番（沖田公子）

いいです、はい。

○議長（山本明生）

これで2、産後鬱対策の強化についての質問を終了し、次に、3、新生児聴覚検査についての質問を許可します。

9番、沖田君。

○9番（沖田公子）

新生児聴覚検査について質問いたします。

生まれつき聴覚に障害のある先天性難聴は、1,000人に1人、2人の割合でいるとされており、早目に補聴器をつけたり適切な指導を受けたりすることで、言語発達の面で効果が得られると言われております。逆に発見がおくると言葉の発達も遅くなり、コミュニケーションに支障を来す可能性があります。

新生児聴覚検査は、専用の機器を用いて寝ている赤ちゃんの耳に音を流し、脳波や返ってくる音によってその聴力を調べます。痛みはなく検査は数分で終わります。大体生後3日以内に行う初回検査と、その際に再検査とされた赤ちゃんを対象に生後1週間以内に実施する確認検査があります。これらの検査に係る自己負担額は医療機関によって異なるが、1回当たり5,000円程度、費用面が壁となって検査を受けないと判断するとの母親も少なくありません。

この同検査は2012年度から母子手帳に結果を記載する欄が設けられるなど、国も積極的に推奨しています。検査費用は地方交付税による財源措置の対象となっているが、2014年度現在で初回検査を公費で負担する自治体は全国1,741市区町村のうち109市町村で1割にも満たないということです。

厚生労働省は、昨年3月、全自治体に公費負担の助成の導入など受診を促す対応を求める通知を出しました。この通知を受けて、本町がどのように取り組んでいるのか質問いたします。

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見、早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要である。このため市町村におかれては、下記にご留意の上、新生児聴覚検査の実施に積極的に取り組まれるようお願いするというので、積極的な項目では、1、市町村は、聴覚検査方法の開発の進展や新生児期に聴覚能力を判定できる調査機器の普及等により、大半の医療機関

において聴覚能力をスクリーニングできる体制が整備されている状況を踏まえて、管内の全ての新生児に対し新生児聴覚検査が実施されるよう取り組みを行うよう努めることということで、新生児の訪問指導の際に母子健康手帳を活用し、以下を行うこと。1、新生児聴覚検査の受診状況で確認し、保護者等に対し検査の受診勧奨を行うこと。2、新生児聴覚検査の受診結果を確認し、要支援児とその保護者に対する適切な指導援助を行うことという具体的なことがあります。

この文言から1点目の質問ですが、全ての新生児に対し新生児聴覚検査が実施されるよう取り組んでいるか伺います。

次に、周知啓発というところで、市町村は、周知啓発に当たり次に留意することということで、1、新生児聴覚検査の目的や検査方法等について、保護者または関係者に対して、あらゆる機会を通じて周知徹底を図ることと、2、母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、出産前の両親、母親学級等の機会を活用して、住民に対し新生児聴覚検査についての普及啓発を行うことということが通知されております。

このことを踏まえて2点目は、保護者や関係者への周知徹底、啓発に努めているか伺います。

3点目には、通知の関係機関の連携等について。

1、検査により把握された要支援児及びその保護者に対する多面的な支援が円滑に行われるよう、行政機関、療育機関、医療機関、教育機関、地域の医師会、患者会等の関係機関・関係団体から構成される協議会を開催する等により、都道府県単位で連携体制を構築することが望ましいこと。2、連携体制のもとで、新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施できるよう、手引書等を作成することが望ましいこと。このような通知がされております。

このことを踏まえて、関係機関及び県等の連携について、現状と今後の取り組みについて伺います。

最後に4点目ですが、これも通知に、新生児聴覚検査に係る費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を図ること。地方交付税の財源措置の対象になっておりますが、県下的にもなされていないということも踏まえて、国は本事業を推進しております。本町において、新生児聴覚検査に係る費用に対して公費負担を行う考えがあるのかお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（山本明生）

答弁願います。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

3番目の児童の聴覚検査についてでございますけれども、1番から3番目の実態とかその活動について担当から説明をさせていただきます。

一番問題が、4番目の地方交付税にそういうものが入っているのではないかということですが、我々自身、入っていると入っていないとわからないほどの、言うたら、上富田町は地方交付税の交付率が低いんです。もしそのことが重要であるとするなら、和歌山県会議員の中にも公明党の皆さんがおられるし、国会議員の中にも公明党の皆さんがおられると思うんです。できたらその部分を補助金事業として交付していただいたら、上富田町としてはそれは実施します。ただよく言われるのは、交付金入ってあるよと言われますけれども、上富田町は国の政策から言うたら、そういうものといったら徹々たるものしか入ってないというご認識をいただきたい。交付金の実態につきましては、担当の財政担当から説明させていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（山本明生）

住民生活課企画員、木村君。

○住民生活課企画員（木村陽子）

9番、沖田議員さんのご質問にお答えします。私からはご質問の1から3をお答えします。

1、全ての新生児に対し新生児聴覚検査が実施されるよう取り組んでいるかのご質問ですが、町の現状としましては、平成27年度の新生児聴覚検査実施率は95%以上となっております。

実施につきましては、出産された産科のスタッフにより検査の必要性の説明を行っており受診勧奨をさせていただいております。また、生後2カ月時の育児相談や4カ月健診時には、保健師による音の反応の確認を行っております。

聴力検査につきましては、産科や助産所の協力を得ながらの取り組みを行っておりますが、全員の方に受けていただくことはできておりません。今後も引き続き聴力検査の必要性について啓発していきたいと考えております。

次に、2、保護者や関係者への周知徹底、啓発に努めているかのご質問にお答えします。

妊娠届け出時には、母子手帳と母子健康手帳副読本、赤ちゃんとお母さんの健康ガイドなどの冊子を配布しております。これらの3種類の冊子には、それぞれ新生児聴覚検査の必要性について記載されております。今後もこれらの冊子を活用して啓発していきたいと考えております。

次に、3、関係機関との連携について、現状と今後の取り組みについてのご質問にお

答えいたします。

検査後に再検査や経過観察が必要となった場合は、保護者に通院の有無を確認し状況の把握に努めております。また、必要時には聞こえの相談実施機関を紹介し保育所等とも連携を図っております。今後は、児の状態により医療機関との連携も強めていきたいと考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（山本明生）

総務政策課企画員、樫原君。

○総務政策課企画員（樫原基史）

9番、沖田議員さんのご質問にお答えいたします。私からは、4の地方交付税による財源措置の対象になっているが公費負担について当局の見解は、のご質問にお答えいたします。

新生児聴覚検査につきましては、平成19年度の地方財政措置におきまして、少子化対策に関する地方単独措置となり、市町村に対して地方交付税措置として新生児聴覚検査が実施されているところでございます。

平成28年度の当町の普通交付税額ですが、基準財政需要額は30億8,195万5,000円、基準財政収入額は15億316万7,000円で、調整額を引いた交付決定額は15億7,625万3,000円となっております。財政力指数は、平成26年度から28年度の3カ年平均で0.484と、県内の町村では一番高く、市と比べましても中ほどの位置にございます。このため、普通交付税と臨時財政対策債を足して人口で割った人口1人当たりの実質的な普通交付税額は約11万4,000円で、町村では一番少なく、市と比べましても少ないほうに位置する状況でございます。

このように、当町では交付税額が非常に少なく、交付税措置されているからといって該当事業に全て充てられないのが実情でございます。

ちなみに、新生児聴覚検査の費用の助成につきましては、平成28年度に県内の市町村で実施しているところがございます。

当町におきましては、平成30年度からは学校給食が開始し、そのランニングコストにも数千万円が必要と見込まれてございます。財政状況が一層厳しくなり、財源確保がますます難しくなると見込まれる中、公費負担を実施するのは現状では難しいと考えてございますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（山本明生）

9番、沖田君。

○9番（沖田公子）

ご答弁いただきましたですが、1点目の質問ですけれども、この27年度で95%の新生児の方が受けておられるということでございます。全ての新生児ということのをうたわれておりますので、その後の5%の方はどういうふうな状況であるのかということ把握されておられるのかお聞きしたいと思うんですけれども。

また、4点目の公費負担の、財政厳しいということをいつもおっしゃられておりますし、そういうふうに助成があってもなかなかそういう方向に回らないというのが今の上富田町だと思うんですけれども、全額でなくても一部負担をしてあげることによって、またその受けやすい状況になっていくんじゃないかなというふうに思いますので、そういう手も考えあわせていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本明生）

答弁願います。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

受診していない残りの者については担当から説明させます。

私自身は、先ほどお願いしたように、公明党そのものとして国に対してこれは補助事業とするものと違うかというようなことの要望をしていただくようお願いしたいと思っております。そういう要望をしていただかなければ、いつまでたっても上富田町のような中山地の小規模な自治体は財政が潤わないということのご理解だけをお願いしたいと。

私、あるとき言うたんです。いっそ、過疎になるほうがええんと違うかと。インターネットで出たんです。そしたら反発しました。町は町でやっぱり努力するべきです、と。極端に言うたら、上富田町は付近の市町村より特別の財政支援のない特殊な、上富田町はこういう周辺の町と比べて特殊な町であるというご理解だけはお願したい。それを脱するについては、沖田議員はできたら県会議員とか国会議員に、このことについてやはり重要であるので、補助事業としてするように進言をしていただけるようにできたらお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（山本明生）

住民生活課企画員、木村君。

○住民生活課企画員（木村陽子）

先ほどの沖田議員さんからの1番の全ての新生児に対しての聴力検査で、実施されていない方につきましての現状はどうなっているかというご質問なんですけど、先ほど答弁させていただいたように、2カ月と4カ月の健診、育児相談時に保健師による音の反応

の確認というところまではさせていただいております。あとはお母さんの聞き取り等も行っておりまして、その点を踏まえて健診時に小児科医師による判断というのもさせてもらっております。

訪問時、大体、出産後6週ごろに新生児訪問させていただいたときにも、受診していない方がいましたらそういった点についても必要性等もお話をさせていただいております。実施していない方で、今まで聴力でその後に相談があったりとか気になるというようなことは、特に今のところはございません。

以上です。

○議長（山本明生）

9番、沖田君。

○9番（沖田公子）

ありがとうございます。

今、ご答弁いただいたんですけれども、この子供さん、残っている方がほとんど少ないという状況でありますけれども、病院とかそういうところでは、そういう聴覚検査というのを整えているところがほとんどだと思うんです。だから赤ちゃんが生まれる前に来られたときに、こういう聴覚検査をしてくださいよという、そういう啓発というんですか。だから生まれて3日以内とか、1週間以内という、本当に早く見つけることが子供の将来にとって、そういうコミュニケーションの発達できるかどうかにかかわってきますので、だからなるべく早くこの耳の健診を受けられるような状況をつくってあげていただきたいと思うんです。

また、本当に100%、子供がそういうふうな状況になるように、本当に子供は未来の宝でありますので、ぜひそういう点も考えあわせてやっていただきたいと思います。

○議長（山本明生）

沖田さん、これでよろしいですか。

○9番（沖田公子）

答弁欲しいです。

○議長（山本明生）

答弁をお願いします。

住民生活課企画員、木村君。

○住民生活課企画員（木村陽子）

9番、沖田議員さんのご質問にお答えします。

早期に聴力検査の必要性というのを周知していくという部分では、先ほど2番の啓発等を努めているかというところで少しお答えさせていただいたように、妊娠届け出時に

冊子のほうには聴力検査の必要性を書いておりますが、今後、保健師のほうで妊娠届け出は対応させてもらっておりますので、記載されているところを読むだけではなくて、説明のほうも保健師のほうでしていくように努めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本明生）

これで、9番、沖田公子君の質問を終わります。

引き続き一般質問を続けます。

1番、松井孝恵君。

松井君の質問は、分割方式です。

上富田庁舎に国旗と町旗の掲揚をについての質問を許可します。

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

皆さん、おはようございます。どうぞよろしく願いをいたします。

この間から熊野高校と上富田中学校の卒業式に参加させていただきました。私がかつて経験してきた卒業式はいろいろありましたけれども、本当に整然とした見事な卒業式で大変感銘を覚えました。お聞きしましたら、それは決して先生方が強制したわけでもなく、生徒みずからがそういうふうなことを望んでやっているんだとお聞きしまして、随分私たちの時代はいろんな意味で漂流してきたのかなと、そして今やっとこの落ちついた形になってきて、それが当たり前なんですけれども、大変感銘しました。

そしてまた、上富田中学校の送辞を送られた2年生の生徒さんがおられたんですけども、すばらしい能力と、努力されているんでしょうけれども、送辞を送られておりました。

私はきょう、それほど能力も努力もしてないんでしっかりと原稿のほうを読ませていただきます。よろしく願いします。

本日は、その議員になる以前からですけども、私はちょっと疑問に思っていたことを質問まずさせていただくんですけども、これはこの上富田庁舎に国旗と町旗の掲揚ということで質問させていただきます。

つい最近こんなことがありました。講演会があるところであったんです。そこに著名な先生が来てこうおっしゃられた。安倍首相の言っている美しい国日本、何のことを言っているのかわからない。そう話されているのを聞いて、私は大変残念な思いをしたわけです。

私たちの上富田町では、昭和63年11月に上富田町民憲章を制定しています。当時、私も町の青年団の協議会の長をやっていたので、記念行事の委員として参加をさせ

ていただきました。そこで、町の木はヤマモモ、町の花は桜、そして今成人式や児童表彰で高らかにうたわれているところの上富田町民憲章、この5カ条の第1番目は、魅力ある美しいまちづくりとしたわけであります。

これは、安倍さんがおっしゃっていることと同じだと私は考えました。美しい国日本。それは恵まれた気候、山、川、海に囲まれた自然の豊かさ、先人の築き上げた文化と伝統を大切に、一人一人が人間として幸せに生きることができる明るく豊かな国をつくろう、そう首相はおっしゃっているのではないか、この町が町民憲章として掲げていることと同じなのではないか、そう私は感じ、最初に残念だと申し上げました。

また一つ、この先生に逆らうつもりも文句も言うつもりもないんですけれども、こうもおっしゃったんです。町の事業、宅地造成、もうやめておきなさい、二度もおっしゃったんです。後ろから見てみたら、町長は後ろから笑っておられるように感じたんですけれども、私は内心穏やかではありませんでした。逆らうつもりも反論もないんですけれど、その講師の先生も持論を述べただけで何の悪気もないと思うんですけれども、ただ土着でここで生活してきた私にとって、このふるさと上富田町、先輩たちが長年かけて築き上げてきたこと、あるいは上富田町がさらなる発展を求めて努力していこう、そういうことを否定されたように感じました。そんなことで目くじらを立てるなど、それはそれぞれの心の問題だろうと言われそうですけれども、その心の問題こそが私は大事なことだと考えています。

今、皆さんのその胸につけておられるバッジは一体何なんでしょう。上富田町の町章であります。昭和42年11月に制定されて、この上富田町の上という漢字と、それからひらがなのとの字を組み合わせる町の調和と団結、あの両翼は飛躍と発展をあらわしています。

私は以前、民間の会社で品質管理を担当しておりました、検査、いわゆる大クレームの処理をする係です。相手は企業、大商社、大概気おくれするんですけれども、社長は事あるごとに私にこう言いました。本来、検査やクレームは社長の僕の仕事やけども、僕が直接行けんから君がかわりに代理で行ってくれ、社長のかわり、会社の代表と思え。そう言って送り出されますと、当然のことながらその気になりますし、クレーム処理というのはお客様に怒られることが仕事ですけれども、大変意気に感じて仕事をしてまいりました。

まず、名刺を出すときには、お客様にお渡しするときに会社の社章が入っております。目線は低く、志は高く、心を込めてお渡しする、そう心がけました。社章というものは私のかわりには戦ってくれませんが、しかし何よりも強い心の支えでありました。

同じように、皆さん方のその胸に輝く上富田の町章こそ、皆さん方の誇りではないん

ですか。他の市町村の職員さんと交渉のテーブルにつく、あるいは和歌山県、国へ交渉に上がる。自分は上富田町の職員である、小出町長の名代として、町の代表として来ている、そう思って皆さんは仕事をされているのではないのですか。決して個人のためではない、公のため、町のため、町民のためと思われて行動されているはずです。そんなことはない、ただのバッジやというんだったら、一回それ外して、名刺の社章も消して一回出張してみたらきつとおわかりになります。

ですから、こういったバッジであったり社章であったり、いわゆるこういった象徴が、人には社会にはそれぞれの心の支えとして必要だと私は考えています。いわゆる日本人が家の家紋を大切にすることと同じことであります。

そう考えたときに、私は最初に言ったり不思議に思っていた、この家である上富田町庁舎になぜ国旗と町旗が掲揚されていないのでしょうか。先ほども言いましたけれども、バッジであれ、旗であれ、かわりには戦ってはくれませんが、あくまで象徴であって、それらをどう考えるかは個人のあくまで自由だと考えます。そしてその思いも個々に違います。

私は、よく言いますが、愛国心という言葉がありますけれども、これを言葉に出して言う人のことは信用しません。私は戦死者の孫ですから、祖父が国のために戦ってくれて、そして今日の日本の繁栄があると感謝をしております。ですからこの国が二度とばらばらになってしまわないように、二度と戦火にまみえないように、国民統合の象徴として静かに日本の国は国旗を掲げているんだと考えています。この上富田町も住民の知恵を結集し、職員の皆さんとともにさらなる発展を求めて前進していく、そのために町旗の掲揚が必要と考えています。

今回、質問するに当たり、過去の一般質問の内容を読み返してみました。平成元年から平成16年まで延べ10人の方が登壇されております。全部隅々まで読みました。そこでわかったことは、日の丸だ、君が代だといって問題だと言っておられました。殊さらあおり立てて住民の多数が言っているかのようにテーブルに乗せる。先輩方が言っていることよくわかるんですけど、日本語で書かれていますので、何が問題なのか今の私にはよくわかりませんでした。

象徴を取り上げて殊さら問題だと言う。この上富田庁舎は日本土の国土に立ち、町の中心であります。恣意的に問題化したり、これこそが問題であると考えます。何度も言いますが、象徴というのは心の問題であり戦ってはくれませんが、今こそそういう歴史と決別して、ただ静かに上富田庁舎に国旗と町旗の掲揚が必要と考えますが、当局の見解を求めます。

○議長（山本明生）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

まず初めに、答弁する前に、この間の市ノ瀬で行われた講演会、私の考えを言っておきます。

私自身は、講演する人とかそういう人については担当のほうへ任せています。あの人の講演は聞いたことがあります、上富田町だけやなしにほかのところで。言うたら日本の中でも高名な観光に対する講師であります。ほかで聞いたらよかったですけれども、上富田町で聞いたら上富田町の部分的なことを調べてこう表現していましたけど、非常に腹立たしく思ったのが実情です。

特に、比較したんですよ、ほかの市町村と。高齢者率の比較してある表を映したんです。上富田町は今後高齢者率が伸びてきますよということです。現実には伸びていきます。人口も上富田町は減ります。そのことは重々承知だと。その表の中に高齢化比率が低い町を書かれてあります。どこが書かれてあるかといったら、要するに串本とかほかの市町村。これなぜだといったら、極端な例言いましたら、高齢化の方は何十年先に亡くなる。今、若い人だけになってくるというのは、これはもう必然とそういうことです。そのことを強調しますが、我々自身はその町自身が、極端な例言うたら、5年先、10年先がどういうふうになるかわからないです。むしろ上富田町はああいう表見たときに、上富田町独自で政策を立てて町の活性化を図るといようなことを表現していただいたらよかったですけれども、何かその部分だけ強調されたということは不愉快でたまらなかつたような気がします。

宅地造成とか企業開発といわれますけれど、やはり人というのは生活する必要がある。生活をする上でやったら、やはり企業なり宅地造成する必要があるということのご認識をいただきたい。

本題に移りますけれども、町旗の掲揚については古い話。これは極端に言うたら、私が課長時代、今から20年とか25年ほど前です。この国旗のこととか国歌を歌うことについて相当議論されております。その当時、特に学校の現場は、学校の先生方も国歌を斉唱するとか国旗掲揚した場合、例えば卒業式であれば、起立しないでそのまま座っている先生方があったというような状況であります。ただうれしいのは、先ほどお話ありましたように、今の学校の現場で国旗の掲揚とか国家斉唱の段階では、そういう先生がないのは実態でございまして、非常にうれしい。当時もこの議会の中の議員さんのそういうことで、国旗の掲揚とか国歌の斉唱について激論、ただの話やなしにもう激論、相当きつい言葉でやり返したというような状況でございまして。

最終的にどういう話になったかということ、そういう問題で町政を混乱するということ

は、町民そのものに不幸な結果をもたらすので、できたら今のような形で、言うたら、国旗を上富田町は掲揚しますよというふうにしています。私自身は今の日本の日の丸とか君が代については、国民の方が、これ言葉は別ですけども、相当理解もしているし認識もしていると思っています。

次の東京オリンピックには、日の丸も掲がるし君が代も歌えると思うんですけども、やはりそういう中でもう十分、二十何年前と今の国旗とか君が代の考え方というのが違って来たように思います。できましたら、その当時解決したように、このことを議論することによって町政が混乱がないような格好で今後とも対応したいということでお願いしたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

この件については、総務政策課長がちょっと県下の状況も調べましたので、その点は答弁させます。

以上でございます。

○議長（山本明生）

総務政策課長、福田君。

○総務政策課長（福田睦巳）

1番、松井議員さんのご質問にお答えします。

一部、町長の答弁と重複するところもございますが、よろしくお願ひ申し上げます。

上富田町庁舎に国旗と町旗の掲揚についてのご質問ですが、まず国旗の掲揚につきましては国民の祝日に合わせ庁舎前の掲揚台に国旗を掲揚しております。町旗につきましては成人式の日には文化会館の掲揚台から町旗を掲揚しておりますが、それ以外にはほとんど掲揚しておりません。

町としては、松井議員さんのお話にもありました町民憲章1番目に、恵まれた自然を愛し、魅力ある美しい町をつくりましますと掲げており、町民にまた上富田町をアピールするためにも国旗、町旗の掲揚は一つ的手段として有効であると考えています。

町では平成30年に町制60周年を迎え、記念事業やイベントを計画しております。また、平成31年には和歌山県でねりんピック、紀の国わかやま2019が開催され、上富田町ではサッカー競技が開催されます。今後、上富田町へお越しいただく機会がふえてくると考えております。

また、町ではスポーツ観光に力を入れて取り組んでいることから、町外や県外、海外からも大勢の方々に上富田町にお越しいただき、地域の活性化、町の発展につなげていきたいと考えております。

今後、機会を捉えて国旗、町旗を掲揚する回数をふやすことにより、上富田町の発展に少しでもつなげていければと思っておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお

願いたします。

なお、参考としましてですが、付近市町の市旗、町旗の掲揚の状況としましては、田辺市は雨天を除き毎日掲揚しております。みなべ町は毎日掲揚しておると聞いております。白浜町、すさみ町では国民の祝日に掲揚しております。という状況でございます。

以上でございます。よろしく願いたします。

○議長（山本明生）

1番、松井孝恵君。

○1番（松井孝恵）

ありがとうございました。

いろいろ昔からの事情もあって、私が言うてあるのは、先ほど町長が言ったみたいに、日の丸とか君が代を歌えとかそんなことを言っているわけじゃ全然ないんです。私はこの上富田の庁舎に少なくとも公共の機関であるから町旗と国旗を、この前のポール3本ありますから、ずっと何も上がっていない、祝日は上がっていますけど、いわゆる意思ですね、それをあらわすために毎日上げたらいんじゃないかということなんです。お聞きしたら破れるよとかそんなことを言う方もおるんですけども、そんなものは今新しいものもありますし、機会を見てぜひ上げてほしいと思いますし、この例えちょっとおかしいかもわかりませんが、私空手やっていますので、よくいろんなところで空手しているよと言うたら、必ずと言っていいほどわしも空手していたよと言う人がいるんです。その人に聞いたら、空手が初段で柔道が2段で剣道3段やと、こう言うわけですね。うそと違う。わしの部屋行ってみ、賞状張ってあるからという。その賞状はいつのものですかと尋ねたら、高校のときやと今60歳回った人が言うんですけど、そういう何というか、それを聞いてびびる人があるんですよ、多分、わあすごいなあ。そういうふうな何というか、黒帯は戦いませんし、そういったものも40年前の実力はほんまあるのかどうかもわかりません。やはり本当にしなければいけないのは日ごろからきちんと備えて、やはり私の帯も戦えませんが、日ごろから鍛えておく。そしてそれは誰に誇るでもなく自分でぐっと思っていればいいと、こう思うわけでありまして。

ですから、いろいろ近隣市町村も見なくちゃいけないし、いろんな話もありますからあれですけども、やはり意識を持った若い職員さん方もおられます。機会を捉えて、そのタイミングも見て、チャンスがあればそういう若い職員さんたちにもまた掲げていただくというようなことはお考えになりませんか。

これ2回目の質問で、答弁よろしく願いたします。

○議長（山本明生）

総務政策課長、福田君。

○総務政策課長（福田睦巳）

1 番、松井議員さんのご質問にお答えします。

先ほども申し上げましたとおり、国旗、町旗を掲揚することで、地域の活性化、町の発展につなげていければと思っておりますので、今後検討してまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本明生）

1 番、松井君。

○1 番（松井孝恵）

課長、答弁ありがとうございました。ぜひよろしく願いしておきたいと思います。

この件は、こうさせていただきます。

次の質問に移ってよろしいでしょうか。

○議長（山本明生）

これで上富田庁舎に国旗と町旗の掲揚についての質問を終了し、次に、保育所臨時保育士不足による懸念についての質問を許可します。

1 番、松井君。

○1 番（松井孝恵）

次の質問にまいります。

保育所臨時保育士不足による懸念について質問をいたします。

まず1つ目は、管理職と保育士とのコミュニケーションについてです。

今回、臨時保育士が不足し、4月1日までに待機児童が出るかもしれない状況、さきの全員協議会で上富田町は他の市町村よりも賃金は高いが、それでも臨時職員さんは集まりにくいとお聞きしております。全国的に集まりにくい傾向であるとのことのお答えでした。正職との仕事内容が同じであるのに賃金に格差があるともお伺いしております。

また、産業民生常任委員会におきましては、10名のうち6名は民間へ、4名の方は家庭の理由ということで、10月ごろにはわかっていただけ報告があったのは12月末になったと、こうもお聞きしております。

そこで、全国的にと言われましたので、東京も大阪も上富田町もありますから、私としましては近隣の市町村にお伺いしなきゃならないということで、田辺市さんと白浜町、それからすさみ町、それから県の子ども未来課さんを直接お尋ねさせていただいて、いろいろお伺いしてきました。確かに上富田町と同様、賃金が安いよ、正職が休んだときにはかわりに入るし、正職と同じように責任もあるし休みもとりにくいと、すぐには改善できない問題がたくさんあるようです。

しかしながら、なかなか集まらないものの4月1日には何とか間に合わせなければな

らないとのことであります。もちろんこの市町村とは、上富田、人口も違いますから、その10名というのはたまたま重なって多いのか少ないのかというのはちょっとわかりませんが、ちょっと多いような気がしております。

ちなみに、そのすさみ町では、保育士さん集まりにくいんやけれども、4月から土日保育も始めると、こうもおっしゃっておって、とにかく若い人にすさみ町に住んでもらいたいんやと課長さんはおっしゃっておられました。

今回質問することは、この10名の方々の退職の理由を事細かにお聞きするものではありません。11月の末に報告が来たといいますけれども、やめる以前に、そういった傾向であるとか、いわゆる職員さん方の悩みであるとか相談であるとか不満であるとか、話を聞くでもいいですし、なぜこうキャッチしておられなかったのかなという疑問が湧きました。それらは園長先生にお任せされていたんでしょうか。

まず一つお聞きしたいのは、園長先生、保育士さん、住民生活課の管理職さんとどんなコミュニケーションを日々とられていますでしょうか、お答えを願います。

次に、子供たちの安全確保について質問いたします。

先生方の定数は即子供の入所の定数につながりますから万全ですとおっしゃるかもしれませんが、しかし、保育園の歴史を振り返ったときに、大変痛ましい重大な事故があったことも事実であります。30年もたてば知らない方もいるでしょうし、若い職員さんをご存じないかもしれません。そのことを教訓として、子供たちの安全確保のために万全の体制を整えていなければなりません。これからは気候もよくなってきますし、子供たちもたまにはお外へ出かけて、お日様に当たって思い切り遊ばせてやることも大切であります。万難排して子供たちの安全を確保しなければならない。安全面についてどうお考えか答弁を求めます。

3つ目の質問にまいります。

これは民間に負けない保育所づくりについて。

こう言いますと、じゃあ民間に公立保育園は負けているのかということですがけれどもそうではありません。給料も休暇も福利厚生面なども決して劣ることなく、事実そうあります。

しかし、町内に幾つもの園があったときには、自然と公と言いながらでも競争の原理も働いていたと思うんです。2園に統合されて、また今後、臨時保育士の確保が困難になってきますと、さらに待機児童がふえる状況に陥るかもわかりません。民間がいいとは言いませんが、経営者さんたちが経営努力をしている現状は大いに研究すべきではないでしょうか。どのようにお考えかお答え願います。

○議長（山本明生）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

まず初めに、今回の保育士不足になったのは、先ほどからちょっとご質問あったように、なぜもう少し早く我々に認識させてもらえなかったのかということは、これは怒っております。そういうことではコミュニケーションが若干少なかったからと。ただ全ての運営がそういうことではなしに、毎月定期的に保育所長会もしておりますし、極端な例言いましたら、保育士、臨時の保育士の待遇も悪いんで何とかしてほしいというのも現場から要望してきたことをごさいます、現在は田辺市並みにしております。そのとき言うたんです。田辺市長と僕の給料どのぐらい差があるかちゅうて。田辺市議員さんと町議員さんどのぐらい差があるのかと。おまえら自身も田辺市の職員と比べてどうかと。ただ町長そういうのはその場ではいいけど、やっぱり保育士というのは臨時の保育士やとかそうではなしに、この付近で最高の田辺市並みにしてほしいよ。そういうご苦労があるということで改正したのは事実でございます。

そういうことで、待遇改正するということが必要であるかというようなことで議論をしてある。それ以外にも、例えばなんですけれども事故もあるんです。いろんな事故ある。そのときはやはり保育所側で第一の対応しますけれども、最終的には担当の者とか課長が行くとか我々でしやるということで、全てがコミュニケーションをとっていないのかということ、そうではなしに、今回のことにつきましてはやはり問題があったとしても、日ごろからその対応をしているということでご理解をいただけるようお願いしたいです。

安全性の話、安全性はいろんな問題あるんです。特に上富田町は新しい保育所できて、今まででも新しい施設したら何か事故ある。これもはるかぜ保育所のほうで事故あったんです。一例言いましたら、フェンスの扉に穴をあけて指をけがさせた。そういうことでこういうこともあるんで事前にそういうものをせよとか、極端なら現場の意見を聞いて、例えば周囲はもうフェンスをしてほしいよと言うたらするとかというようなことの手組みはしていますが、不慮のいろんな事故もあるのも事実です。

この間、遊び半分にうんていというんですか、それをしていて後ろの子がついて事故したよというのものもある。そういうことにつきましては、できる限りこの安全性を高めるということで保育士もその心構えは持っていただきたいし、施設も改善していただきたい。

今言われているのは、朝来の保育所、今度できましたなのはな保育所、あれはご存じのように、もとの保育所もあるし新しいのもできた。付近の地盤がやわらかいということで、やはり建物自身は問題ないんですわ。ところが周囲のところが周囲が下がってき

たって段差がついてきて、段差がついてくるのがわかっているので危険と判断したらそれは修復するけど、今のところは危険がなかったらそのままということで、今後ともそういうものについてはできる限り取り組ませていただくけれども、一番恐ろしいのは不意な事故。こういう不意な事故が起こらんような格好で対処せえということを言うております。

基本的な話言いますけれども、私は去年の6月の産業民生常任委員会へ上富田町も民営に移管するというので検討しますよということの発言をしております。その後職員にも話をしております。ご存じのように国のほうは、極端な例言いましたら、保育所を建てた、この場合の補助金も全然ないのが実態です。極端な例言いましたら、はるかぜもなのはな保育所も6億円ほどお金要ったんです。それ全て町でお金を賄うようにと。先ほどもちょっと質問あったけれども、極端に言ったら、過疎地とかそういうこともできんで、全てと言っていいほど町が6億円工面しなければならないというような状況でございまして、このこと一つ踏まえても、国は保育所の運営について民間のほうへ移管か認定こども園するというような考え方があるのではなかろうかという判断をしております。

もう一つは、上富田町は約3億5,000万円ほど1年間の保育所の運営にお金かかるんです。そのうちで2億5,000万円ほど町全て持ち出し。保育料としてやったら6,000万円か7,000万円。毎年2億何千万円のそういう保育に対する、これが民間やったら国から民間に対しての助成があるというのが実態です。そういうものを踏まえたときには、先ほど言いましたように、去年の6月に民営にしたいと。実態を見ましたら田辺市はそういうふうに徐々になってきますし、これは私も確定した返事は言いますけれども、この春から民設民営の保育所もできるかと違うかなと言われていました。白浜町はご存じのように民営の保育所がある。印南町は全て統合して民営になったというようなこともございますので、そういうものを研究せえというようなことを言うてますんで、保育士とか担当の職員がそういうところへ視察に行きますけれども、今後、そういうものを踏まえて町としてどういうふうな、私自身はある程度言い切っておりますけれども、やはり保育士の現場の意見とかそういうものを聞きながらどういうふうにするかというのは検討させていただけるように、できたらお願いしたいと思っています。

以上でございます。

○議長（山本明生）

住民生活課企画員、中松君。

○住民生活課企画員（中松秀夫）

おはようございます。

1 番、松井議員さんのご質問にお答えします。

一部、町長の答弁と重複しますが、ご容赦願います。

まず最初に、1 番の管理職と保育士とのコミュニケーションについてでございますが、現場の管理職である園長は日々職員の悩みなど相談に乗っておりますが、何か重大なことについてはこちらのほうに報告していただくこととしてございます。このほか、月初めに1 回所長会を開催してあり、現場での出来事などについても相談がございしますが、今回のことは事の重大さの認識が甘かったために対応がおくれております。深く反省してございます。

今後、こういったことのないよう人事の問題など、特にこれからも連絡を密にしていきたいと考えてございます。

続いて、2 番目の子供たちの安全確保についてでございます。

大切な子供の生命や安全確保をすることは、保育現場でも事故のないようにするのはもちろんのこと、厳格な衛生管理や防災、防犯訓練なども欠かさず実施してございし、安全第一に取り組んでおります。

年々保育のニーズが0 歳児から2 歳児で低年齢児増加傾向にあり、そうなると0 歳児では3 名に保育士が1 人、それから1 歳児、2 歳児では6 名に1 人の保育士が必要となります。昨今の保育士不足問題から保育士の確保が困難な状況があり、子供たちの安全確保のためには保育士確保は避けることのできない問題であります。

保育士不足から現場が手薄になり、児童の安全が確保できないというようなことのないように努めてまいりたいと考えてございます。

続いて、3 番目の民間に負けない保育所づくりについてでございます。

この3 月中旬に田辺市の会津保育所を視察してまいる予定でございます。会津保育所は田辺市より平成3 年に移譲を受けており、0 歳児から5 歳児まで1 3 9 名を預かっている田辺市で最大の保育所です。休日保育をするなど公立にはない保育システムを取り入れて運営されているということでもあります。

いずれにしても、こういったよい面はできる限り取り入れたいと思っておりますし、民間の手本となるべき運営を目指して取り組んでまいりたいと考えています。

私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山本明生）

1 番、松井孝恵君。

○1 番（松井孝恵）

ご答弁ありがとうございます。

お答えお聞きしたんですけれども、2 回目の質問をさせていただきます。

先ほどから私、民間の会社ってそこしか勤めてないのでその話にまたなって恐縮はするんですけど、私が以前勤めていた会社ではいろんな配置がえをそういうところでも私は経験しました。ある課に配属されたとき、これ30代ちょうど前半だったんですけど、ちょうどその所帯が47名の課でありまして、課長がいて、その次席が主任という立場で私おりました。6割が女性という職場であって、とにかく保育園はどうか知りませんが小さいグループというか、私、派閥と呼んでいたんですけど、そんなんが小さいさかいたくさん起きるわけなんですよ。それが目に見えていたらいいんですけども、目に見えない水面下で起こるから主任が対処しなきゃいけないよと。問題の責任者は私ですから、とにかく課長に呼ばれて怒られるとき私が怒られるわけです。でも、物すごく怒られて、もう泣きそうになるんですけど、5時前になったら課長から内線かかってきて、ちょっと松井飲みに行くかと、こう声がかかるわけなんですね。そういう配慮があったということなんです。

当時やっぱり従業員の思想、心情、それから家族の構成、悩み、不満、日々の体調まで全部知っておきなさい、あるいは、特に女性と言ったら悪いですけども、女性の場合は体調が悪い日もあるんで、そういうことも把握していなければ管理職はだめですよと社長からいつも言われておりました。それが管理職の仕事だと、こう言われておったわけであります。

職務の分掌に従って十分対応されていることと思いますが、そのあたりを含めてもう一度ご答弁をお願いいたします。

次に、子供たちの安全確保もお聞きします。

安全確保は何よりも優先課題ですけども、私は同時に先生方の安全も確保しなければならないと思っているんです。自分の話でまた恐縮ですけども、私の長女は保育士です。最初、保育士になると言ったときは、いろんなことから私もうろたえた記憶があります。この間、夜中に目を覚ますと、夜の2時ごろに保育士のレポート書きながら、こたつにうつ伏せになって寝ておりましたけれども、これがここ最近毎日の風景なんです。あるときに、お父さん、お母さん、私は2人からもらった命やから大切にすけれども、いざというときには子供のために一番最初に飛び込む、こう言われたことも実はあります。毎朝娘を送り出しますけれども、送り出した後に保育所の先生方や子供さんたちや娘が無事にきょうも家に帰ってきますように、そう祈るしか私には手だてがありません。

保育士の先生方はこういう大変な責任を負っておられます。保育園では大切な命を保護者からお預かりする。同時に、この役場は先生方の命もそのご家族からお預かりしているわけであります。その観点に立てばおのずと考え方は変わる。管理職としてどのよ

うにお考えか、もう一度答弁を求めます。

3つ目ですけれども、先生方が民間を研究したり見学したりするのは大いに結構かと思えますけれども、それが業務の妨げになってはいけませんし、私は研究すべきは管理職の皆さんではないかと実は思っているんです。保育園の先生が見たからといってそれを即生かすということはできませんし、それに先生方は民間との違いは既にご存じであります。生かせるのは管理職の皆さんだと思います。

私も1年生議員ではありますけれども、力はありませんけれども、自己研さんを積まなければならない。同様に皆さんも町民、住民のためなら同じ思いなのではないでしょうか。管理職みずから率先して民間に負けない保育所づくりに取り組んでいただけますでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（山本明生）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

まず、大きく分けて役場の本庁の考えと保育士間同士は違うと思います。以前に私自身、時間あったときには保育所を訪ねていろんな意見を聞いていたけど、最近行っていないのは事実です。できたら保育士同士で話してするよというようなことをしてほしいし、反対に保育士自身用事があったときには、もう何クラスやということなしに全体的に取り組んでいるように聞いております。

ご指摘のあったことについては、保育士そのものもそうやし、我々本庁としましては、やはりコミュニケーションを図って運営せえよと、こういう指導はします。ただ上富田町本庁の例を言うたら、職員仕事好きやから自分の仕事を取り込むばかりで、人に仕事をさせんというようなことがあるんです。私自身はグループ制しいてあるというその意義を踏まえて、自分の仕事は必ず隣の人、いつでも自分休んでもええような格好でせえよという、こういう指導をしていますけれども、やはり自分の仕事は自分の仕事という認識が高過ぎて、ちょっとその点問題あるかなというような気はしていますけれども、できましたら保育士とか職員間同士のコミュニケーションは十分図らせていただきたい。保育士の安全です。

私がよく言うのは、自分の仕事がきょう終わったら、過去も踏まえ、将来どういうふうにするか、新聞見てどういうふうなこと、極端な例言いましたら、上富田町は学校の現場でも保育所の現場でも、本庁は直接預かりということはないけど、残念ながら死亡事故起こしたのは事実です。そういうところはするし、私自身新聞見たら、必ずその新聞のこういうところにあったと。最近よく言われるのは滑り台から子供滑って、ランドセルとかひもがひっかかって亡くなったということあります。保育士そのものも事故に

遭ったというケースある。特に保育所の中というよりは保育園外、そういうところで事故起こったということはありませんので、職員に言うのは、いろんなことの経験を踏まえてそれを生かすような格好で自分の身を守る。今はもう災害時のこともそうですけれども、まず今の国とか県の指導やったら、自分の命、家族の命、そういうものを守った上でどういうふうに対処せえというような指導でありますので、自分の命を大切にしてくださいというようなことも踏まえてしたいと思います。

今後の保育の考えですけれども、やはり国や県の考えに準じてしなければ、上富田町は保育に毎年2億何千万円も予算を使っているという、この実態ございますので、やはりそういうふうに。

そういう中で、うれしいことがあるんです。けさもちょっと調べさせたんです。去年は小規模保育所を開設して19名その保育所で預かっていただいた。ことしの4月から企業内保育が始まります。これは介護施設でございますけれども、企業内保育の認可はとりました。その中で12名が定員らしいんですけれども、できたらその半分を地域の人を受け入れてほしいよと、こういうことは県の指導もありますんで、今、今といってもきのうの話ですけれども、待機児童の解消の中ではやはり企業内保育を充実する必要があるのではなからうかと言われていています。ただ大きなそういう企業は上富田町にはないんですけれども、上富田町内でもやはり介護施設が、そういうものはそういう努力をしていただきたい。これ極端に言うたら、病院はもう既にされた。私自身は保育所の保母が子供さんあったときやったら保育所へ連れてきて、言うたら、その中で保育するというのも一つの方法ではなからうかということも、検討というよりも実施せえとっております。そういう方も考慮し、考え方を変えて、今後どういう保育所をするかということも検討させていただくということでご了解いただけるようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本明生）

住民生活課企画員、中松君。

○住民生活課企画員（中松秀夫）

2回目のご質問にお答えします。

私からは、ふだんよい環境づくりに努めるよう所長会等でもお願いしているところであり、今回のような突然の臨時保育士の退職問題を抱えることのないように、今後なお一層保育現場とコミュニケーションを密にしたいと考えています。また、個々の意向を聞くための面接についても、毎年1月ぐらいに実施しているとのことでありましたけれども、もう少し早めていくように個々の面接もするように考えてございます。

それから、2番目の安全確保の2回目の質問の答えですが、子供たちの安全確保も大事ですし、同時に保育士等の職員の安心して勤務できる良好な環境づくりに取り組むことも大切に考えてございます。保育現場が手薄にならぬように十分な人事配置を検討してまいりますし、現場を預かる所長との情報の共有に努めてまいります。

3番目の民間に負けない保育所づくりについてでございます。

先ほど、会津保育所のほうに中ごろに視察に行くということで計画してございます。私も含めて行くつもりにしてございます。公立保育所は地域の保育のかなめでもあるし、常に民間の手本とならねばなりません。これからも民営経営だけでなく、周辺の保育所の運営状況も参考としながら鋭意研究努力してまいりますつもりでございます。よろしくお願ひします。

私からは以上でございます。

○議長（山本明生）

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

ご答弁ありがとうございました。

そういうことですから、とにかくその重々にといいますか、子供たちの安全面、この辺にはコミュニケーションももちろん、民間の調査もこうですけれども、やっぱり子供の安全ということが大事ですので、ぜひよろしくお願ひを申し上げておきます。これは補足意見でございます。

これで質問を終わります。

○議長（山本明生）

これで、1番、松井孝恵君の質問を終わります。

暫時休憩します。午前11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時 8分

○議長（山本明生）

再開します。

畑山議員から早退届が出ています。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

5番、九鬼裕見子君。

九鬼裕見子君の質問は、一問一答方式です。

まず、ヒバクシャ国際署名の賛同署名を庁舎など公共施設の窓口に置けないかについての質問を許可します。

○5番（九鬼裕見子）

通告にしたがって、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ヒバクシャ国際署名の賛同署名を庁舎など公共施設の窓口に置けないかということです。上富田町は核兵器廃絶、平和宣言の町として、上富田町、上富田町議会として掲げています。毎年、核兵器廃絶を訴えて、全国で広島、長崎を目指して平和行進を行っていますが、我が町でも毎年、日曜日にもかかわらず、庁舎前での集會に町長を初め、幹部職員が参加され、平和の大切さを共有されていると思います。

また、上富田町も平和首長會議に加盟されていると思います。平和首長會議は昭和57年の設立以来、世界の都市と連携し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続けてきました。平和首長會議には、現在世界の162の国と地域から7,164の都市が加盟しており、その数は増加の一途をたどっています。

そのうち、日本国内の加盟都市は全市町村の94.4%に当たる1,643に及んでいます。昨年11月、広島・長崎、原爆と人間写真展が本庁のロビーに展示されていることに感銘を受けたのですが、近隣町村にないすばらしい取り組みだと思います。購入の経過や展示の成果、鑑賞された方の感想など、届けられていればお聞かせください。

○議長（山本明生）

総務政策課企画員、平尾君。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

よろしくお願いいたします。5番、九鬼議員の質問にお答えいたします。

まず、原爆写真展の取り組みについてであります。平成27年5月に展示パネルを購入しまして、同年7月から8月にかけて、朝来駅前産業振興文化交流館で展示を行いました。夏休み期間中ということもありまして、小学生を初め、多くの方々にごらんをいただきました。

平成28年度につきましては、8月に同じく文化交流館で写真展を実施し、さらに11月から12月の人権月間では、役場庁舎ロビーにおいても写真展を実施したところでございます。今後もさまざまな機会を通じて引き続き取り組んでいきたいと考えております。

参考に、27年度、28年度に2カ所で3回行われた閲覧数ですけれども、約500名の方に来ていただいております。特に夏休みに来られた子供さん方とか、非常に驚いたとか、そういった勉強になったとか、そういったお声も聞いております。

次に、ヒバクシャ国際署名の取り組みについてお答えいたします。

この取り組みにつきましては、上富田町も加盟しています、先ほども九鬼議員が言われていた平和首長会議におきまして、広島・長崎の被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名にも賛同、協力することになっていきますし、本署名の取り組みの趣旨には、もちろん賛同するもので……

(「署名いつていない」「まだいつていない」「議長」の声あり)

○総務政策課企画員（平尾好孝）

すみません。

○議長（山本明生）

ちょっと待ってください。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

以上です。

○議長（山本明生）

一問一答ですが。

(「1番、1番」「聞いていないこと答えたらあかん」の声あり)

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

先ほどの写真展についての成果、ありがとうございます。

次に、広島・長崎の被爆者は高齢で、生きている間にと、核兵器廃絶を心から求めています。訴えを少し抜粋して読ませさせていただきます。

1945年8月6日と9日、米軍が投下した2発の原子爆弾は、一瞬に広島・長崎を壊滅させ、数十万の人々を無差別に殺傷しました。真っ黒に焦げ、炭になったしかばね、ずるむけの体、無言で歩き続ける人々の列。生き地獄そのものでした。生き延びた人も、次から次へと倒れていきました。70年過ぎた今も後遺症にさいなまれ、子や孫への不安の中、生き抜いてきました。もうこんなことは、たくさんです。再び被爆者をつくるな、被爆者の心からの叫びです。平均年齢が80歳を超えた被爆者は、後世の人々が生き地獄を体験しないように、生きている間に何としても核兵器のない世界を実現したいと切望しています。全ての人々を絶対に被爆者にしてはなりません。あなたの署名が、核兵器廃絶を求める何億という世界の世論となって、国際政治を動かし、命輝く青い地球を未来に残すと確信します。あなたの署名を心から訴えますというものです。

この署名は毎年国連総会へ提出するものです。2020年に開かれる核不拡散条約再検討会議までに世界で数億人の署名を目指し、核保有国に核兵器廃絶の決断を迫っていくものです。再び被爆者をつくるなという被爆者の心からの叫び、そして被爆者の生きている間にという切なる思いに、全国の市町の9割以上が加盟している平和首長会議も、この署名に取り組もうと呼びかけています。上富田町でも、ヒバクシャ国際署名に取り組んではどうかということです。庁舎の窓口や公共施設の窓口に置けないでしょうか。

○議長（山本明生）

総務政策課企画員、平尾君。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

先ほどは申しわけございませんでした。

5番、九鬼議員の質問にお答えいたします。

ヒバクシャ国際署名の取り組みにつきましては、上富田町も加盟しています平和首長会議において、広島・長崎の被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名に賛同し、協力しているところでございます。

本署名の取り組みの趣旨には、もちろん賛同するところであります。ただ、今回の国際署名の庁内への取り組みにつきましては、今後、付近町村の動向を見ながら検討させていただきたいというふうに考えております。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

被爆者の切なる思いに応えて、近隣町村ということもありますが、ぜひこの取り組みに上富田町として取り組んでいただければと思います。

次に、2番の子育て世代にいてよろしいですか。

○議長（山本明生）

次に、子育て世代の希望をかなえるためにも、子供の医療費の無料化拡大についての質問を許可します。

○5番（九鬼裕見子）

子育て世代の希望をかなえるためにも、子供の医療費の無料化拡大を、子供の医療費の無料化は切実な願いとして、昨年4月から入院のみ中学校卒業まで無料になりました。まだ年度途中ですが、現在の利用状況と費用はどうかについて答弁を願います。

○議長（山本明生）

答弁願います。

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

5番、九鬼議員さんのご質問にお答えします。

中学校卒業までの入院無料化で現時点での利用状況と費用についてでございますが、平成29年3月1日現在で利用者については小学生13名、中学生4名の計17名でございます。費用につきましては、平成28年4月から平成28年12月診療分の9カ月分で117万3,600円になります。

以上です。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

数字はわかりました。入院といえば余りないので、経費は余りかかっていないと思います。

昨年5月20日の紀伊民報からの資料ですが、上富田町は4月から入院費の中学校卒業までに広げたが、通院費を無料にした場合の助成対象を中学校まで広げると約1,600万円が新たに必要になると試算しているとあります。以前、一般質問をしたときの町の試算は6,000万円と多額の費用負担となるとの報告だったと思いますが、実際に必要な経費は紀伊民報が報じる1,600万円かなと思いますが、その点についてはどう考えますか。

○議長（山本明生）

答弁願います。

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

お答えいたします。

2番の中学校卒業まで医療費を無料にした場合の試算はということでございますが、今、九鬼議員さん、ありました以前にも質問をいただき、答弁をさせていただいております。

子供医療費につきましては、小学生に就学された前の子供が対象であり、その実績をもとにその数字を出してございます。この数字は必ずしも対象の子供が全員受診した数字ではありません。その数字をもとにしてゼロ歳児から小学校就学前の子供の医療費対象の人数で割り、1人当たりの人数を算出していますので、正当な数字の出し方であることをご理解願います。この数字を小学生と中学生の子供の人数に乗じて試算し計算したものであります。これは最大値の数字ということでご理解を願います。

なお、ご存じのことではありますが、小学生、中学生は子供の医療費が補助対象になるため、全額町負担となります。

現在の試算ですけれども、そのときと同じように計算をさせていただきますと、平成27年度の子供の医療費の実績をもとに平成29年3月1日現在の人数に乗じて計算をいたしますと約5,960万円の負担増と出てまいります。

議員さんおっしゃっておられる紀伊民報の数字でございますが、今は国保連合会のデータが電算化されてございますので、市町村では国保の方のみ実績を把握することができます。その数字をもとに計算された数字のようでございます。

いずれにしても、大きな額であり、毎年支出を伴うものでありますので、町財政におきましては、大きな負担と考えてございます。

以上です。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

6,000万円というのは、就学前の試算からしていると思うので、小学校、中学校になると、健康になって余り医療にはかからなくなるので、医療費は6,000万円も要らないと私は考えていますので、その点を発言しておきます。

平成27年3月議会で、子供の医療費無料化を求める請願は否決されましたが、今後の課題として真摯に受けとめていきたいとの産業民生常任委員会の委員長報告でした。また、昨年3月議会で、中学校卒業までの医療費の無料化は全国一律の制度として創設することを求める意見書を産業民生常任委員会より提出し、可決され、国へ意見書を提出しました。子育て世代の願いとして、給食と医療費の無料化拡大は強い願いです。もう一つの大きな願いである給食は30年実施へと向けて進んでいます。しかし、医療費の無料化拡大については、まだ方向が見出せていません。平成26年11月28日に提出した中学校卒業まで医療費を無料にしてほしいという願いは、いつも町長が話されている3人の子供を育てているお母さん方からの強い願いでした。

平成26年10月12日の紀伊民報で報じられていた記事を読み返すと、医療費の無料化は早急に実施してほしいという強い要望とともに、共働きが多い今、子育て世代にも目を向けてほしい。財政難というが、ほかの市町村は努力で財源を捻出しているとの声です。今も子供の医療費の無料化拡大をしてほしいなという、子供がアトピーやぜんそくで医療費が大変やと切実な声を耳にします。

これもことし2月24日の紀伊民報の記事ですが、新宮市が子供の医療費の無料化拡大するためにいろいろ工夫して財源を生み出したと報じています。私は近隣町村がして

いるからというのではなくて、上富田町は自然も豊かで、田辺や白浜に通勤するにもちょうどいい町、またいつ起きるかわからないとされる南海トラフ巨大地震で津波の心配のない町として、若い世代が移り住み、県下でも人口がふえている、誇れる町です。若い世代が経済的にも安心して子育てができる町としても、今こそ子育て支援の充実が求められているのではないかと思います。

上富田町においても、短期証の発行の家庭もあり、窓口負担を考えると、子供は体調が悪くても病院にかかれるでしょうか。テレビで子供の貧困調査についての特集番組があり、両親が必死に働いても大変な家庭状況の中で、子供は親の苦しみを感じ、我慢するしかない。自分が価値あると思わない、自分の将来に楽しみがないといった自己肯定感を持たない子供の取材から報道していたと聞きました。

また、3月8日の紀伊民報で、県教職員組合のアンケート結果について論じていましたが、県内でも子供の貧困は深刻で、成長や生活に大きな影響を与えていると報じています。家庭の経済状況にかかわらず、体調が悪いとき、子供が安心して医療にかかれるよう、中学校卒業までの医療費の無料化拡大の検討を考えていく時期ではないかと思います。

助けを求め、声を上げられない子供がこの上富田町にいるとしたら、とても悲しいことです。子供たちが本当に人情豊かな上富田町だと思える施策に取り組むことこそが、家庭の経済状況に左右されることなく、子供たちが夢と希望を持ち、前に進んでいけるのではないかと思います。子供たちが育ちやすい環境づくりは私たち大人の責任です。今、どこの市町村も豊か過ぎる市町村はないと思います。上富田町の地方創生で掲げる基本目標からしても、子育てするなら上富田と誇れる町にするためにも、今、一番望んでいる子供の医療費の無料化拡大は検討課題ではないかと思います。その点についてよろしくをお願いします。

○議長（山本明生）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

私はいつでも小学生と中学生の声を聞いたんですけれども、ことしの子供議会に出ていたのは、空調施設をしてほしいと。中学生の子供とこの間話したんですけれども、学校の施設を整備してほしいと、特に便所を和式から洋式にしてほしいと、そういう子供の声を聞いたときの順位を決めて、この議会へ相談するというの一般的な考えと私は思っております。

当面は学校給食にお金がかかります。そういうことで、その中で今後ともそういう経費が出てきたときに、やはり学校の現場の声を聞いて対処させていただきますけれども、

一番に医療費をするということについては、今後の課題でございまして、私は皆さん方と相談しながら順次、予算ができたらしめるということでご理解をいただけるようお願いしたいです。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

今の町長の答弁から、町長の優先順位というのがよくわかって、子供は子供の願いというのがあるのはよくわかっております。しかし、今、本当に経済的に困難を抱えている家庭のことも考えていただいて、少しでも子供の医療費無料化拡大を一日も早く実施される方向で、また検討していただきたいと思います。

その次、3番ってよろしいですか。

○議長（山本明生）

子育て世代の希望をかなえるためにも子どもの医療費の無料化拡大についての質問を終了し、次に2018年県単位化国保についての質問を許可します。

○5番（九鬼裕見子）

2018年県単位化国保について質問します。

2018年度、来年から国保の県単位化が行われます。国保税の賦課や徴収は町が行うが、県が国保財政を握ることになります。被保険者は低所得者の方が多いのに、保険税は高過ぎ、住民の負担能力をはるかに超えています。高過ぎる国保税の第1の要因は、国の予算削減です。国庫支出金の割合が1980年度、57.5%から2012年には22.8%にまで減りました。もう一つの要因は加入者の貧困化です。このことで加入者の所得は下がるのに保険税は上がり続ける状況が続いています。国保は財政難、保険税を引き上げる、滞納者がふえる、財政難という悪循環になっています。そして、支払えない世帯に対して、保険証の取り上げで医療費の全額を支払う資格証明書と期間を区切った短期保険証の発行をしています。上富田町においても4.7%の方がそれに当たります。

これは平成26年度ですが、国保税の差し押さえは21件となっています。被保険者は低所得者なのに保険料が高いという構造的な矛盾が深刻になる中、全国知事会は1兆円の国庫負担増が必要だと要望しましたが、全国の市町村に配分したのは1,700億円にとどまりました。この国民健康保険への財政支援の拡充ということで、低所得者に対して保険料の軽減対象の拡大になったと思いますが、上富田町にはどれだけの財政支援があったのか、またその効果はどうだったかについて答弁をお願いします。

○議長（山本明生）

答弁願います。

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

5番、九鬼議員さんのご質問にお答えします。

2018年県単位化国保の中の1、財政支援の拡充で上富田町への財政支援はどれだけか、またその効果についてでございますが、平成27年5月27日に成立しました持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律に基づきまして、平成27年度から低所得者が多い保険者の財政基盤を強化するため、保険者への財政支援に国から1,700億円の公費が追加投入されてございます。

内訳としましては、7割軽減対象者の1人当たりの支援額が平均保険料収納額の12%から今回は平均保険料の算定額に名前が変わりまして、その15%に変わってございます。同時に、5割軽減対象者も6%から14%に補助率が引き上げられてございます。また、新たに2割軽減の対象者についても1人当たりの支援額として平均保険料算定額の13%分の財政支援が追加されたところでございます。

これによりまして、上富田町国民健康保険の保険者支援分については、平成26年度分1,700万円から平成27年度分は4,640万円に拡充され、約2,850万円増加してございます。その効果につきましては、財政支援が拡充されたことにより、国保財政の安定化が図られ、保険税負担の軽減やその伸びの抑制に充てられてございます。

以上です。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

その財政支援によって国保税の収納率が上がったということにはならないですか。

○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

お答えします。

国保税につきましては、昨年若干上がってございます。この財政支援がされたことよって上がったかというのはちょっとわかりませんが、若干上がったことは確かでございます。1,700億円といいますのは、1人当たりにしたら5,000円の効果があったということで、財政支援が1人当たり5,000円の効果があったということになってございますけれども、これは保険料がその分減ったということではございませんので、国のほうに、保険料の収納率が一気に上がったかということではございませ

ん。

以上です。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

次にですが、例として試算したんですが、例えばひとり親家庭で180万円の収入で固定資産税額なしで国保税の徴収額を計算例とした場合、2割軽減対象の方で19万4,000円の国保税です。また、夫婦合わせて370万円の収入、子供2人の家族で2割軽減対象で35万1,000円です。約1カ月分以上に当たります。これに国民年金の掛金があります。この数字から見ても、暮らしが大変だということがうかがえます。

次に、国保事業納付金を都道府県の納付にすることについてですが、県全体の医療費から公費などの収入を除いて集めるべき保険税の総額を決め、それを各市町村に納付金として賦課することになっています。納付金の額は市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮との補足がありますが、納付金は100%上納ですから、例えば平成27年度の上富田町の徴収率から考えたとき、どのような対応で100%の上納をしていくのか、納付金が足りなくなる分、国保税に加算されていくのではないかと危惧しているのですが、その点について答弁を願います。

○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

お答えいたします。

平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国保の健康保険の運営を行い、県内の安定した国保運営を実施していくこととなります。

県は市町村ごとに医療費水準や所得水準などを考慮して、市町村ごとに国保の事業費納付金の額を決定し、市町村はそれに保険税を賦課、徴収し、県に納付金を納めていくこととなります。納付金については100%納めることとなります。町の納付金はあらかじめ示されますので、それにより保険税を掛けていきますので、納付金が大きくなった場合、そのときは保険税が足らなくなるとかいうことではございません。

以上でございます。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

徴収率が例えば85%とか90%で、町民から集める納付金が90%とした場合、あ

との残りの10%をどう生み出すかということになってくると思うんです。県へ納める納付金は100%なので、その10%の財源はどうなっていくかと考えたときに、やはり納税者にかかってくるのではないかなというふうに思うんです。絶対に今までの経過から見ても、国保税が100%徴収にはなっていないと思うんです。その点について、足りない分をどのような形で一般財源からかなり投入してするとか、例えば、そういうふうにならない限りは納付金を100%で上納するということは、かなり財源的には無理があるのではないのかと思うのですが、どうですか。

○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

上富田町の国保の被保険者の規模でいいますと、収納率94%ということが求められますが、上富田町の今までの平均収納率がございます。しばらくはこの平均収納率により保険料が決定されると聞いてございます。

以上です。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

移行のときは多分まだまだ調整されると思うんですが、将来的にはこれは納付金は100%上納になるので、かなり保険税が上がってくるのではないかなというふうに私は考えています。

次ですが、保険料の決定、賦課・徴収で、都道府県が市町村ごとの標準保険料率を算定、公表し、それに基づいて市町村は標準保険料率等を参考に保険料率を決定、個々の事情に応じた賦課徴収となっていますが、どういった算定の仕方ですか。

○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

お答えいたします。

保険料率の算定の仕方についてでございますが、先ほどちょっと同じようなことに答弁になるかと思いますが、県が市町村ごとの医療費水準や所得水準などを考慮して決定した国保事業費納付金の額を納めるために必要な標準保険料を市町村ごとに算定し、各市町村は県の示す標準保険料率を参考に、それぞれの市町村の算定方式や予定収納率に基づき保険料率を決定し、賦課徴収を行ってまいります。

以上です。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

今なかなか難しい問題になっていると思うんですが、なかなかわかりにくいというか。次ですが、先ほども述べましたが、町民にとっては高過ぎる国保税で資格証明書や短期保険証の発行が依然解決できずに、低所得者が多いこういった状況のもと、県単位化国保になったら、私たちの国保税はどうなっていくのか。高くなるのか、安くなっていくのかという不安があるのですが、すぐに30年度に高くなるということではないかもわかりませんが、いろいろな状況を見たときに、必ず国保税は高くなっていくのではないかと私は考えるのですが、当局としてどのように考えていますか。

○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

お答えします。

国保税率の決定につきましては、先ほどと同じ答弁になりますけれども、県が示した標準保険料率を参考に保険料率を決定し、賦課徴収を行ってまいります。標準保険料率につきましては、医療費水準や所得水準を反映し、納付金に応じて保険料を決定します。

上富田町につきましては、1人当たりの医療費が低いので、その点は反映された保険料率を設定されるかと思っております。正式には平成29年度に決定されますので、国保税がどうなるかについては、今の段階ではお答えすることができませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

今、答弁の中に、上富田町は医療費が低いと言われたんですが、その医療費の低い要因というか、よそに比べて医療費の使うのが低いということでは、どんな取り組みがあると考えていますか。

○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

取り組みは今、ちょっと健康づくりでウォーキングとかの事業もやっているところがございますけれども、上富田町は若いということがございます。高齢者につきましても、後期高齢者、75歳ですけれども、それを迎えるのが、まだ人数がピークを迎えるのは

まだ先のことでございますので、とにかく上富田町がまず若いということも1つの原因ではないかと思っております。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

この国保加入者はかなり、もちろん若い方も加入されていると思いますが、私たちのような年金生活者も加入しています。私が思うには、やはり上富田町は以前から健康診断というか、人間ドックとか、いろいろなことに取り組んでいるために、早期発見、早期治療で健康を維持しているのではないかというふうに私は思うのですが、医療費が低いということは国保税にもかかってくるので、今後やっぱり町民が安心してそういう特定健診を受けられるようなシステムをずっと維持し続けてほしいなというふうに思います。

次ですが、全国で国保滞納者に対して差し押さえが厳しくなっていると耳にします。県単位化以降の財政運営に伴う新制度のもと、市町村に徴収率を競わせ、滞納者に対して差し押さえに追い立てられるようになっていくのではないかと思うのですが、その点については上富田町としてはどうか。機構に移されて27年度だったと思うんですが、21件の差し押さえがあります。それがもっともっと進んでいくことになるのではないかというふうに危惧しているのですが、その点について答弁をお願いします。

○議長（山本明生）

税務課長、橋本君。

○税務課長（橋本秀行）

よろしく申し上げます。

5番、九鬼議員さんのご質問にお答えいたします。

内容は滞納者に対する差し押さえについてというところです。

まず、国民健康保険の滞納対策につきましては、督促、催告、来庁要請を行いまして、個々の滞納事情を聴取し、滞納の早期解消のための納付相談を実施しております。こうした中で、納税交渉等により自主的な納税意欲の向上と理解を求めるとともに、特別な事情もなく、担税資力があるにもかかわらず滞納が継続する方に対しましては、国税徴収法等の規定によりまして、不動産や給与債権等の差し押さえを執行しております。

2018年に県単位化国保に移行した場合でも、各市町村が賦課徴収を担当するということとなりますので、当町税務課の徴収方針としましては、公平負担の原則のもとによりまして、国税徴収法の規定に基づき、今後も滞納の早期解決及び現年度分の納期内納付を推進していくこととなります。回収機構への移管もあわせて、同じスタンスでや

っていますので、移行する方も出てくる可能性もあります。29年度は15件と、5件拡大となっております。

以上です。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

もちろん、いろいろ今内容を説明されたのですが、払えるのに払っていない方への対応は当然だと思うんですが、どうしても生活が大変で払えない方には、やはりきちんとした、その方が生活ができるような状況での徴収に臨んでいってほしいと思います。

次ですが、国保事業会計の基金が平成23年度から積み立てられていますが、県単位化になった場合、この基金はどうされますか。県単位化になったとき、基金からの繰り入れは法的にできますか。答弁願います。

○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

お答えします。

各市町村、基金につきましては、平成30年度以降も県に集約されることはございません。各市町村にそのまま残りますが、インフルエンザ等で給付費が急激に増加した場合や上富田町の保険税の急激な上昇を抑えることに基金を活用することも可能でございます。

今後、国や県から示される情報などを収集しながら、平成30年度に向けて準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

今、蓄えられている基金以外に、これからも基金は蓄えていって、いろいろな状況のときにその基金の流用をするということになるんですか。

○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

お答えいたします。

今後は納付金に基づいて保険料率を決定していきますので、納付金イコール保険料率

ということになりますので、基金とかそういうことがこれからたまるというふうなことにはならないと思います。

以上です。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

次、いきます。現在、一般会計から繰り入れされている繰り入れに法定内繰入と法定外繰入がありますが、保険料を値下げするために法定外繰入をしている市町村がありますが、上富田町の場合の一般会計からの繰り入れはどのようにして使われていますか。

○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

お答えします。

上富田町の場合は、職員の人件費、また事務費等とそして県単事業、子供医療、ひとり親医療、重心医療、老人医療というものがございます。この事業を実施することは国からの補助金がカットされます。そのカットされた分を県と町でその分を繰り入れてございます。

以上です。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

次いきます。国は市町村の一般財源からの財政補填等必要がないように都道府県に財政安定化基金を創設し、市町村に貸し付け、交付を行う体制をつくるとしてあります。しかしでも、この財政安定化基金を借りれば、必ず返していかなければならないようになると思うんですが、その点について今後、上富田町はどのように取り組むのか、その点について答弁願います。

○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

お答えをいたします。

平成30年度からは保険税の収納不足により財源不足となった場合に備え、県に設置される財政安定化基金につきましては、保険税の収納不足等が生じた市町村に対して財政安定化基金から資金の貸し付けを行うことができる体制でございます。ただし、貸し

付けを受けた場合につきましては、翌年度以降の保険税に上乗せし返済していくこととなりますので、上富田町は、先ほど基金のこともお話しさせていただきましたけれども、基金の活用もあるかと思っておりますので、なるべく財政安定化基金を借りることなく、納付税に合った保険料率を掛けていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（山本明生）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

国保税で本当に払えなくて、生活が苦しくて保険料を払えない世帯が窓口で全額払えるはずもなく、資格証明書を交付された世帯の人が経済的理由で病院にかかれず、治療におくれて命を落とすという悲しい事件が全国で起きています。県が納付金額を決め、各市町村に標準保険料率まで示しますが、保険料率を決めるのは市町村の権限です。住民に寄り添い、住民の命を守る国保として、市町村独自減免措置の拡充や保険税引き下げの努力が必要ではないかと思っております。

安心して医療を受け、誰もが払える国保税にしていくためにも、国初め公費の割合をもとに戻すことが必要です。知事会でも国庫負担増を求めています。この声を地方からも上げ、県にも保険税引き下げのための公費支援を求めることが必要だと思っております。

このことを発言して、一般質問を終わらせていただきます。時間の都合で、少々早口になりましたが、ありがとうございました。

○議長（山本明生）

これで、5番、九鬼裕見子君の質問を終わります。

以上をもって一般質問を終わります。

△延 会

○議長（山本明生）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は、3月15日午前9時30分といたしますので、ご参集願います。

延会 午前11時53分